

【資料】小中学校 抜粋版

三芳町

公共施設マネジメント基本計画

令和3年3月

三芳町

■公共施設（建築物）一覧

本計画の対象となる公共施設一覧を以下に示します。なお、以下の施設は前計画策定時に町が保有していた公共施設及びそれ以降に建設された公共施設を示しており、グレーハッチの施設は既に廃止されています。（令和3（2021）年3月末時点）

分類	番号	施設名	設置年	延床面積（㎡）
文化・社会教育施設	1	文化会館	2001	3,881.67
	2	藤久保公民館	1983	1,201.10
	3	竹間沢公民館	1992	1,019.19 ^{*1}
	4	中央公民館	2015	1,402.51
	5	中央図書館	1990	1,305.46
	6	図書館竹間沢分館	1992	(25.00)
	7-1	歴史民俗資料館	1986	969.29 ^{*2}
	7-2	旧池上家住宅	1988	(211.99)
施設 体育	8	旧島田家住宅	1996	179.87
	9	総合体育館	2006	5,984.61
保健福祉施設	10	弓道場	2001	251.00
	11	保健センター	1979	492.00 ^{*3}
	12	老人福祉センター（ふれあいセンター）	1977	714.01
	13	三芳太陽の家	1991	535.58
	14	精神障害者小規模地域生活支援センター	2004	213.60
	15	第一保育所	1972	789.48
	16	第二保育所	1979	635.50
	17	第三保育所	2015	1,274.36
	18	みどり学園	1990	139.94
	19	子育て支援センター	2001	112.62
	20	上富学童保育室	上富小学校併設	
	21	北永井学童保育室	三芳小学校併設	
	22	藤久保第1学童保育室（藤久保小学校敷地内）	1998	163.96
	23	藤久保第2学童保育室	藤久保小学校併設	
	24	唐沢学童保育室	唐沢小学校併設	
	25	竹間沢第1学童保育室（竹間沢小学校敷地内）	1987	79.49
	26	竹間沢第2学童保育室（竹間沢小学校敷地内）	2010	115.93
	27	北永井児童館	1985	393.70
	28	藤久保児童館	1981	310.37
	29	竹間沢児童館	1992	404.52
学校教育施設	30	三芳小学校	1969	6,570.64
	31	藤久保小学校	1971	8,124.66
	32	上富小学校	1972	3,574.05
	33	唐沢小学校	1975	6,269.38
	34	竹間沢小学校	1981	5,435.67
	35	三芳中学校	1973	5,858.14
	36	三芳東中学校	1977	7,119.10
	37	藤久保中学校	1984	6,490.53
施設 上下水道 都市・	38	浄水場	1970	3,772.78
	39	下水道第一中継ポンプ場	1982	264.26

5. 学校教育施設

5-1. 小学校・中学校

(1) 基本情報（個別施設の状態等）

<p>■目的・機能等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育として行われる普通教育を施すための施設として学校教育法に基づき設置されています。  <p>※学校教育法</p> <p>【小学校】 第29条 第38条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。ただし、教育上有益かつ適切であると認めるときは、義務教育学校の設置をもつてこれに代えることができる。</p> <p>【中学校】 第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。</p>
<p>■建物状態等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多くの施設が建設から40年以上が経過しており、特に三芳小学校、藤久保小学校は建設から50年以上が経過しています。藤久保中学校を除く7校は、旧耐震基準の建築物ですが、耐震診断を行い、平成19(2007)年から平成25(2013)年にかけて耐震改修を行っています。また、全施設平成26(2014)年、27(2015)年に簡易劣化診断を、令和元(2019)年に三芳小学校の目視による施設劣化調査を行っています。
<p>■利用状況等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 藤久保小学校は児童数が増加していますが、その他の小中学校では児童数、生徒数は横ばいから減少傾向にあります。

■対象施設の基本情報

施設名	地区	区域区分	単独/複合	管理運営形態	施設面積		構造	建設年数	
					敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)		建設年	経過年数
三芳小学校	北永井地区	市街化調整区域	複合	直営	14,012.00	6,570.64	RC/S	昭和44年(1969)	52
藤久保小学校	藤久保地区	市街化区域	複合	直営	17,026.00	8,124.66	RC/S	昭和46年(1971)	50
上富小学校	上富地区	市街化調整区域	複合	直営	11,076.00	3,574.05	RC/S	昭和47年(1972)	49
唐沢小学校	藤久保地区	市街化調整区域	複合	直営	17,777.00	6,269.38	RC/S	昭和50年(1975)	46
竹間沢小学校	竹間沢地区	市街化調整区域	単独	直営	14,919.00	5,435.67	RC/S	昭和56年(1981)	40
三芳中学校	北永井地区	市街化調整区域	単独	直営	17,555.00	5,858.14	RC/S	昭和48年(1973)	48
三芳東中学校	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営	19,387.00	7,119.10	RC/S	昭和52年(1977)	44
藤久保中学校	藤久保地区	市街化調整区域	単独	直営	20,861.00	6,490.53	RC/S	昭和59年(1984)	37

(2) 適正化の方向性

○機能確保の方向性

- 子どもたちが多様な人間関係の中で学び成長できるような教育環境を確保できるよう、少子化による児童数や生徒数の減少や各地区の人口バランス、施設の老朽化を踏まえて統廃合を検討します。
- 統廃合を進めるにあたっては、他施設との複合化や、小中連携校等についても検討します。

○運営の方向性

- ・義務教育の提供の場として直営による運営を継続します。
- ・空き教室や稼働率の低い特別教室の、地域住民による別用途での活用等による有効活用を進めます。
- ・中学校の部活動等への民間活力の導入を進め、教員への負担軽減を図ります。

(3) 適正化方策

※：藤久保地域拠点施設基本構想対象施設

施設名	適正化方策	適正化方策の説明
三芳小学校	統合 (集約)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。また、上富小学校との統合（児童の受け入れ）について検討します。中長期的には、三芳中学校の建替えに合わせて、複合化を検討し、児童・生徒数に応じた適切な規模を確保した小中連携校の整備を検討するとともに、三芳小学校跡地のグラウンドとしての活用等についても検討します。
藤久保小学校※	複合化	町内の年少人口の半数以上が集中している藤久保地区に立地していることから、安全性等に配慮した上で、図書館や学童保育室等も含まれる藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化を進め、教育環境の質を高めるとともに、直近では児童数が増加しているものの、今後は減少に転じると想定されることから、適切な規模の確保を図ります。
上富小学校	統合 (廃止)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。また、児童数の変化に対応しながら、三芳小学校への統合を検討し、子どもたちが多様な人間関係の中で学び成長できるような教育環境の確保を図ります。三芳小学校と統合した際には、一部施設を活用した、歴史民俗資料館の整備についても検討します。
唐沢小学校	統合検討 (集約検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童数の変化に対応しながら、最も近接する竹間沢小学校との統合について検討します。
竹間沢小学校	統合検討 (廃止検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童数の変化に対応しながら、最も近接する唐沢小学校への統合について検討します。統合を検討する際には、創出される土地の活用の可能性についても検討します。
三芳中学校	縮小検討	近年は生徒数が横ばい傾向にありますが、今後は減少することが想定されるものの、上富地区や北永井地区からの通学を考慮し、町内西部における中学校を確保するために、予防保全的な修繕対応を図りながら現施設を維持します。中長期的には、建替えに合わせて、三芳小学校との複合化による、児童・生徒数に応じた適切な規模を確保した小中連携校の整備を検討します。
三芳東中学校	統合検討 (集約検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童・生徒数の変化に対応しながら、最も近接する藤久保中学校との統合について検討します。
藤久保中学校	統合検討 (廃止検討)	予防保全的な修繕対応を図りながら、適切な規模を確保します。中長期的には、将来的な児童・生徒数の変化に対応しながら、最も近接する三芳東中学校への統合について検討します。

第5章 全体計画

1. 全体の配置方針

1-1. 基本的な考え方

今後、人口減少や少子高齢化の進行が想定される中で、持続可能な都市経営を進めていくために、集約型の都市構造への転換と合わせた、公共サービスの規模や配置の適正化を進めることが重要です。

そのため本計画では、都市計画マスタープランに示される町全体としての持続可能な都市構造の形成、住民の生活を支えるための適切な公共サービスの配置の2つの視点から、公共施設の配置方針を定めます。

(1) 町全体としての持続可能な都市構造の形成

都市計画マスタープランにおける将来都市構造を基本とし、公共・活動拠点への公共サービスの集約を進めます。

① 総合拠点

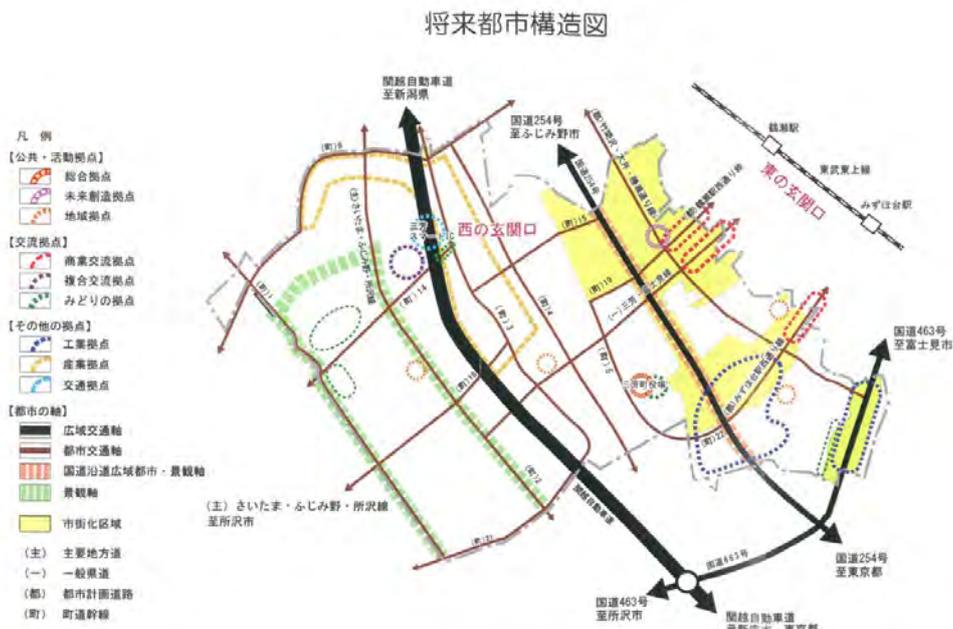
- ・公共公益機能及び良好な環境の維持・強化を進める拠点として、町全域が利用圏域となる公共サービスの維持・集約を進めます。

② 未来創造拠点

- ・将来にわたり多くの住民が利用できる施設の整備を進める拠点として、総合拠点と分担しながら、商業機能を有する市街地である利便性を活かした、町全域が利用圏域となる公共サービスの集約を進めるとともに、藤久保地区が利用圏域となる公共サービスの維持・集約を進めます。

③ 地域拠点

- ・身近な生活利便施設や公共公益機能の維持等に努めることで、地域住民の生活と地域間の交流を支える生活拠点として、小中学校等を中心とした地域を利用圏域とする公共サービスの維持・集約を進めます。



2. 地域別の配置方針

2-1. 上富、北永井

■：再配置方策の実施時期 □：統合・複合化の組合せ ⇒：予防保全の考え方に立った修繕の実施

■：上富・北永井地域

	分類	施設名	再配置方策	実施期間				
				短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060		
統合・複合化を図る施設	保健福祉施設	20	上富学童保育室	・現施設は廃止を検討し、北永井学童保育室へ統合	■			
		21	北永井学童保育室	・現在地での建替え ・上富学童保育室の受け入れ検討	⇒	■	⇒	
	学校教育施設	小学校・中学校	30	三芳小学校	・現在地での建替え ①上富小学校の受け入れ検討 ②三芳中学校との複合化の検討、跡地はグラウンドとしての活用等の検討	①	②	⇒
			32	上富小学校	①三芳小学校への統合検討 ②一部施設は活用し、歴史民俗資料館の整備についても検討	①	②	
			35	三芳中学校	・現在地での建替え ・現在地での、三芳小学校を受け入れる小中連携校としての建替えの検討	⇒	■	⇒
	文化社会教育施設	公民館	4	中央公民館	・現在地での建替え ・北永井児童館の受け入れの検討 ・上富第3区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	⇒
	保健福祉施設	児童館	27	北永井児童館	・現施設は廃止を検討し、整備される藤久保地域拠点施設に機能を移転 ・中央公民館において機能を補完	■		
	コミュニティ施設	集会所	50	上富第3区第2集会所	・現施設は廃止し、中央公民館への機能移転を検討	⇒	⇒	■
	コミュニティ施設	集会所	47	上富第1区集会所	・現在地での建替え ・上富第1区第2集会所の受け入れの検討	⇒	■	⇒
			48	上富第1区第2集会所	・現施設は廃止し、上富第1区集会所への統合の検討	⇒	■	
機能の維持を図る施設	文化社会教育施設	歴史施設	8	旧島田家住宅	・修繕対応を図りながら維持	⇒	⇒	⇒
	行政施設その他	産業振興施設	45	農業センター	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
		給食センター	46	給食センター	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
	コミュニティ施設	集会所	49	上富第3区集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
			51	北永井第1区集会所	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
			52	北永井第2区集会所	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
			53	北永井第3区集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
54	北永井第3区第2集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■			
廃止・民間移行を図る施設	保健福祉施設	福祉施設	12	老人福祉センター（ふれあいセンター）	・社会福祉法人移行済み	—		
			13	三芳太陽の家	・社会福祉法人移行済み	—		
	行政施設・その他	43	清掃工場	・施設廃止済み	—			

※トイレは全て適切に維持、現在地での建替え

2-2. 藤久保、竹間沢、みよし台

■：再配置方策の実施時期 □：統合・複合化の組合せ ⇒：予防保全の考え方に立った修繕の実施
■：藤久保地域 ■：竹間沢・みよし台地域

	分類	施設名	再配置方策	実施期間			
				短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060	
統合・複合化を図る施設	文化社会教育施設	公民館	2 藤久保公民館	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・指定管理者制度の活用等について検討	■		
		図書館	5 中央図書館	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・機能拡充の検討	■		
	保健福祉施設	福祉施設	11 保健センター	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・保健機能を確保しつつ人口減少に応じた適切な規模の確保	■		
		子育て支援センター	19 子育て支援センター	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化	■		
		学童保育室	22 藤久保第1学童保育室	・現施設は廃止し、藤久保第2学童保育室との機能の統合、北永井児童館、藤久保児童館との複合化 ・藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化	■	⇒	⇒
			23 藤久保第2学童保育室	・現施設は廃止し、藤久保第1学童保育室との機能の統合、北永井児童館、藤久保児童館との複合化 ・藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化	■		
	児童館	28 藤久保児童館	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・適切な規模の確保	■			
	学校教育施設	小学校・中学校	31 藤久保小学校	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・適切な規模の確保	■		
	行政施設・その他	庁舎・出張所	41 藤久保出張所	・現施設は廃止し、藤久保地域拠点施設の整備に伴う複合化 ・適切な規模の確保	■		
	文化社会教育施設	公民館	3 竹間沢公民館	・現在地での建替え ・竹間沢出張所の受け入れ検討 ・竹間沢第1区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑↑
		図書館	6 図書館竹間沢分館	・竹間沢公民館と併せて維持	⇒	⇒	■ ↑
	行政施設・その他	庁舎・出張所	42 竹間沢出張所	・竹間沢公民館への複合化の検討	⇒	⇒	■ ↑
	コミュニティ施設	集会所	70 竹間沢第1区第2集会所	・現施設は廃止し、竹間沢公民館への機能移転を検討	⇒	⇒	■ ↑
	保健福祉施設	学童保育室	24 唐沢学童保育室	・唐沢小学校の建替えに併せて建替え ・竹間沢第1学童保育室、竹間沢第2学童保育室、竹間沢児童館の受け入れ検討	⇒	■ ↑↑↑	⇒
			25 竹間沢第1学童保育室	・現施設は廃止し、唐沢学童保育室との統合の検討	⇒	■ ↑	⇒
			26 竹間沢第2学童保育室	・現施設は廃止し、唐沢学童保育室との統合の検討	⇒	■ ↑	⇒
児童館	29 竹間沢児童館	・現施設は廃止し、唐沢学童保育室との複合化の検討 ・適切な規模の確保	⇒	■ ↑	⇒		
学校教育施設	小学校・中学校	33 唐沢小学校	・現在地での建替え ・竹間沢小学校の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒	
		34 竹間沢小学校	・現施設は廃止し、唐沢小学校との統合の検討 ・創出される土地の活用可能性について検討	⇒	■ ↑	⇒	

分類	施設名	再配置方策	実施期間				
			短期 2021～ 2030	中期 2031～ 2040	長期 2041～ 2060		
学校教育施設	小学校・中学校	36 三芳東中学校	・現在地での建替え ・藤久保中学校の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		37 藤久保中学校	・三芳東中学校への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	55 藤久保第1区集会所	・現在地での建替え ・藤久保第1区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		56 藤久保第1区第2集会所	・現施設は廃止し、藤久保第1区集会所への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	58 藤久保第3区集会所	・現在地での建替え ・藤久保第3区第2集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		60 藤久保第3区第2集会所	・現施設は廃止し、藤久保第3区集会所への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	61 藤久保第4区集会所	・現在地の建替え ・藤久保第4区第3集会所の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒	
		63 藤久保第4区第3集会所	・現施設は廃止し、藤久保第4区集会所への統合の検討	⇒	■ ↑		
コミュニティ施設	集会所	62 藤久保第4区第2集会所	・現在地での建替え ・藤久保第4区第4集会所の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒	
		64 藤久保第4区第4集会所	・現施設は廃止し、藤久保第4区第2集会所への統合の検討	⇒	■ ↑		
コミュニティ施設	集会所	66 藤久保第5区第2集会所	・現在地での建替え ・藤久保第5区第3集会所の受け入れ検討	⇒	⇒	■ ↑	
		67 藤久保第5区第3集会所	・現施設は廃止し、藤久保第5区第2集会所への統合の検討	⇒	⇒	■ ↑	
コミュニティ施設	集会所	69 竹間沢第1区集会所	・現在地での建替え ・竹間沢第1区第3集会所の受け入れ検討	⇒	■ ↑	⇒	
		71 竹間沢第1区第3集会所	・現施設は廃止し、竹間沢第1区集会所への統合の検討	⇒	■ ↑		
機能の維持を図る施設	文化社会教育施設	文化会館	1 文化会館	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
	歴史施設	歴史施設	7-1 歴史民俗資料館	・上富小学校跡地への移転の可能性について検討 ・移転を実施しない場合現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
			7-2 旧池上家住宅	・修繕対応を図りながら維持	⇒	⇒	⇒
	体育施設	体育施設	9 総合体育館	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
			10 弓道場	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
	保健福祉施設	福祉施設	14 精神障害者小規模地域生活支援センター	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
		保育所	17 第三保育所	・現在地での建替え	⇒	⇒	⇒
		みどり学園	18 みどり学園	・現在地での建替え ・適切な規模の確保	⇒	⇒	■
	都市・上下水道施設	都市・上下水道施設	38 浄水場	・企業会計	—	—	—
			39 下水道第一中継ポンプ場	・企業会計	—	—	—
	行政施設・その他	庁舎・出張所	40 本庁舎	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
	コミュニティ施設	集会所	57 藤久保第2区集会所	・現在地での建替え	⇒	⇒	■
			65 藤久保第5区集会所	・現在地での建替え	⇒	■	⇒
68 藤久保第6区集会所			・現在地での建替え	⇒	■	⇒	
72 みよし台第1区集会所			・現在地での建替え	⇒	■	⇒	

第6章 概算長期保全計画の概要

1. 概算長期保全計画の趣旨

長期的な視点から、公共施設の修繕・更新に「いつ頃、どの程度の費用が必要になるか」を概算として把握し、必要となる予算の見通しを立てることで、計画的な修繕・更新を実施していくため、概算長期保全計画を作成します。

2. 耐用年数の考え方

本計画では、「建築物の耐久計画に関する考え方」（日本建築学会）における考え方等を参考に、建物躯体や部位部材の物理的耐用年数を基本に構造種別の「耐用年数の目安」を下記の通り設定します。

また、「法定耐用年数」※を迎える段階で、社会情勢や施設の使用状況、機能面での不具合の有無、他の施設との機能連携による効果等をかんがみ、具体的な「適正化方策」の実施内容・実施時期を検討するものとし、必要性が認められる場合には、「耐用年数の目安」よりも早い段階で「適正化方策」を実施できるものとします。

ただし、複合化・統合等の他施設との関係の中で「適正化方策」の実施時期を検討する必要がある施設については、「法定耐用年数」以前や「耐用年数の目安」以後に「適正化方策」を実施する場合があります。なお、「耐用年数の目安」を超えて使用する必要がある場合には、躯体等の調査とともに十分な補修を行い、安全性を確保するものとします。

※法定耐用年数とは、固定資産税の減価償却費を算出するために税法で定められた年数であり、例えば RC 造、SRC 造の事務所用のものであれば 50 年、住宅用のものであれば 47 年とされています。

表：構造種別の耐用年数

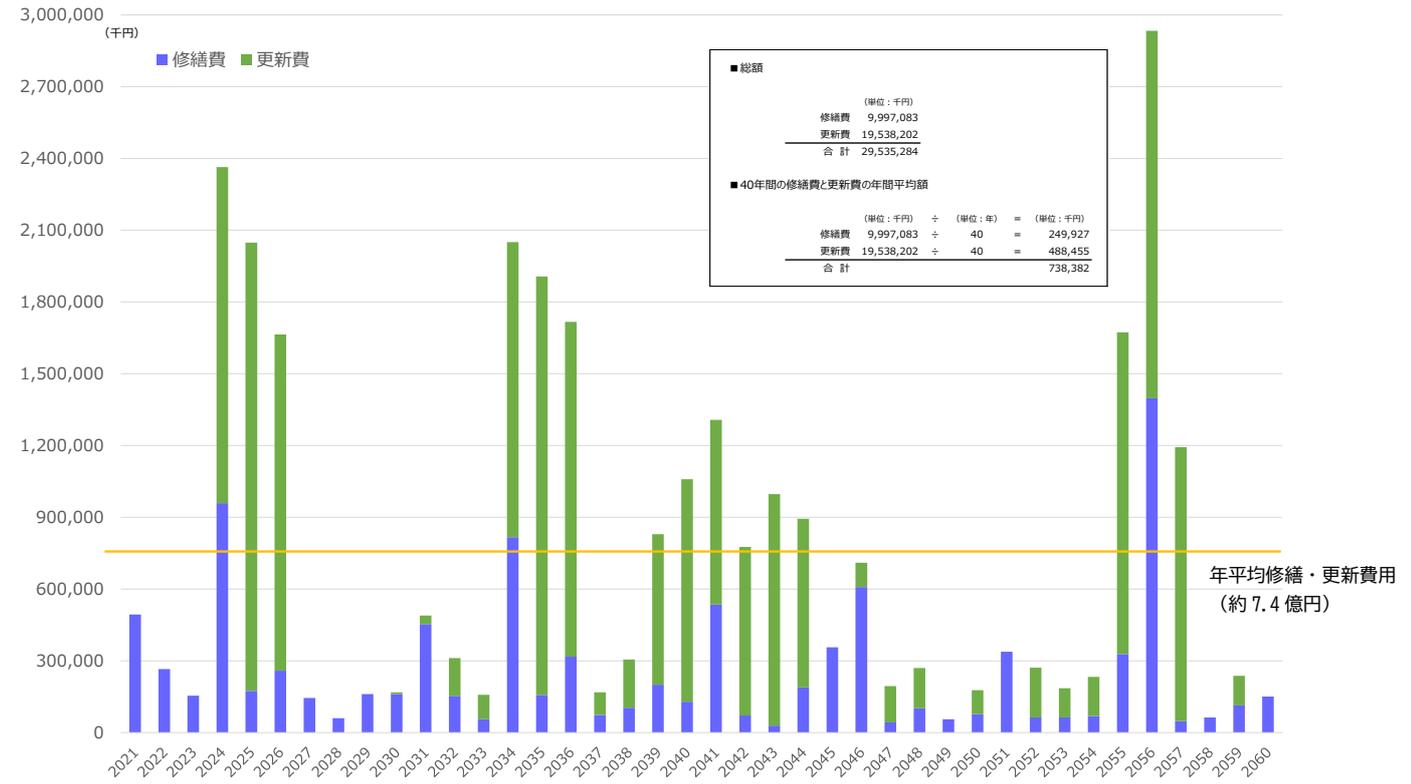
耐用年数	耐用年数の目安
構造種別	
・ RC（鉄筋コンクリート） ・ SRC（鉄骨鉄筋コンクリート） ・ S（重量鉄骨）	60 年間とする
・ S（軽量鉄骨） ・ W（木造）	50 年間とする
・ トイレ（RC）	60 年間とする
・ トイレ（CB, S）	50 年間とする
・ トイレ（既製品）	40 年間とする

3. 概算長期保全計画の概要

「一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）」の提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」（平成 28（2016）年 1 月）等を参考に、用途別の更新費単価、修繕単価、主な部位別の修繕周期を設定し、長期的な修繕及び更新費用を求めました。

本計画における適正化方策を実施した場合、今後 40 年間で、累計約 295 億円（修繕費 100 億円、更新費 195 億円）、年平均で 7.4 億円（修繕費約 2.5 億円、更新費約 4.9 億円）のコストが見込まれます。

【概算長期保全計画における修繕・更新費用】



※

4

概算長期保全計画に基づいて、未然に修繕を行う「予防保全」を修繕の基本とします。

そのため、建築基準法で義務付けられた法定点検に加え、建物・設備等の現状を定期的に把握し、損傷箇所及び老朽度合いを確認できるよう、施設管理者を主な主体とする自主点検のための体制・仕組みの充実を進めます。

また、修繕については、屋根・外壁等の各部位で想定される更新周期を基本として、計画的に修繕を行うものとします。なお、大規模修繕を効率的に実施するために、同一施設内で修繕時期が近い対象部位がある場合には、できる限りまとめて工事を行う方針とします。

修繕の優先度に関しては次の順位で考えます。

第1「躯体に関するもの」:

屋根、外壁、躯体、その他躯体の健全性に関するもの

第2「建物の機能に関するもの」:

受変電設備等電気設備、空調、給排水等機械設備、その他運用上不可欠なもの

第3「建物の利用に関するもの」:

床、壁、天井等内部、その他美観や使いやすさに関するもの

第7章 適正化方策の効果検証

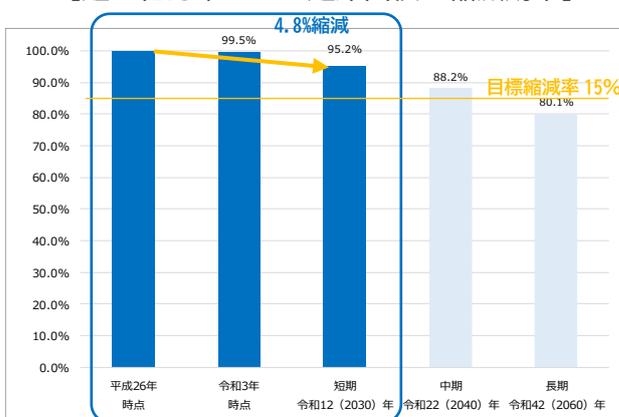
1. 目標に対する適正化方策の効果検証

1-1. 延床面積の縮減効果

前計画策定時から、令和3（2021）年3月末時点までに、約 447 ㎡の延床面積が縮減されています。さらに今後、適正化方策を実施することで、10 年間で約 3,968 ㎡の延床面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 4.8%縮減されることになります。

また、中長期的に実施を検討している適正化方策を全て実施することで、今後 40 年間で最大約 17,752 ㎡の延床面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の延床面積が約 19.9%縮減されることになり、目標として掲げている 15%の縮減の達成が見込まれます。

【適正化方策による延床面積の縮減効果】



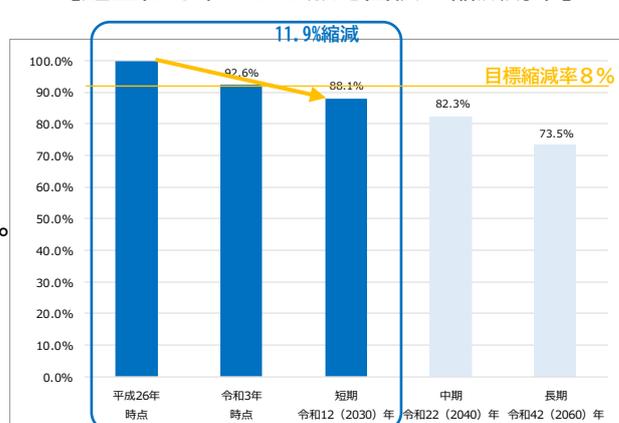
縮減効果	令和3 (2021) 年	短期 令和12 (2030) 年	中期 令和22 (2040) 年	長期 令和42 (2060) 年
延床面積 (㎡)	446.88	4,414.63	10,778.97	18,199.10
延床面積 (%)	0.5	4.8	11.8	19.9

1-2. 敷地面積の縮減効果

前計画策定時から、令和3（2021）年3月末時点までに、約 19,641 ㎡の敷地面積が縮減されています。さらに今後、適正化方策を実施することで、10 年間で約 11,739 ㎡の敷地面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の敷地面積が約 11.9%縮減されることとなります。

また、中長期的に実施を検討している適正化方策を全て実施することで、今後 40 年間で最大約 50,440 ㎡の敷地面積の縮減が期待できます。これにより、前計画策定時と比較して、保有する公共施設の敷地面積が約 26.5%縮減されることになり、目標として掲げている 8%の縮減の達成が見込まれます。その一方で、敷地に関しては、別の用途での活用可能性等も検討することが求められます。

【適正化方策による敷地面積の縮減効果】



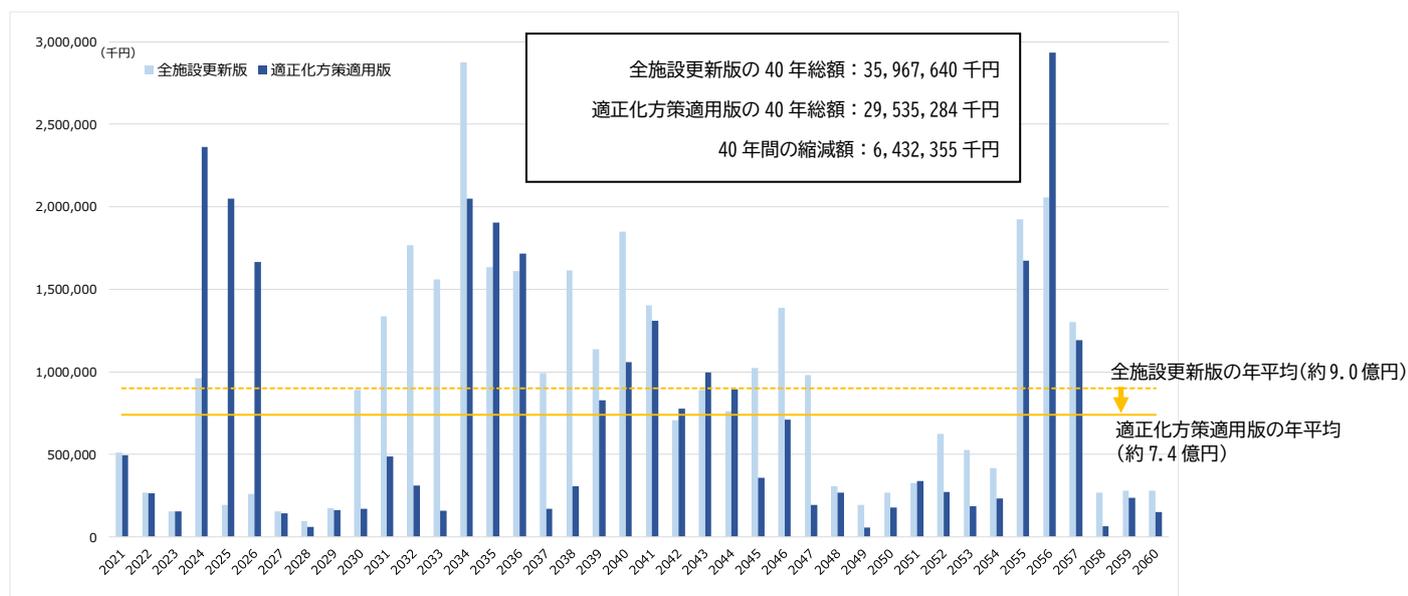
縮減効果	令和3 (2021) 年	短期 令和12 (2030) 年	中期 令和22 (2040) 年	長期 令和42 (2060) 年
敷地面積 (㎡)	19,641.43	31,380.14	46,921.49	70,081.43
敷地面積 (%)	7.4	11.9	17.7	26.5

2. 対策費用の縮減効果

2-1. 公共施設の適正化による修繕・更新費用の縮減効果

令和3（2021）年3月末時点で町が保有している公共施設全てを、従来通り更新した場合、今後40年間の修繕・更新費用は、約360億円になると推計されます。一方で、本計画で示した適正化方策を実施した場合、今後40年間の修繕・更新費用は約295億円になると推計され、約64億円の縮減効果が期待できます。

【適正化方策による修繕・更新費の縮減効果】



※廃止済み施設、企業会計施設は、除いて算出している。

全施設更新版：現在保有する全ての公共施設を、p68に示す「耐用年数の目安」を迎えた時点で、同規模の施設に建替えると想定した場合の修繕・更新費の試算
 適正化方策適用版：分野別計画で示した適正化方策を実施した場合の修繕・更新費の試算

2-2. 公有地の活用

適正化方策実施後の土地については、売却や貸付等による活用可能性を検討します。特に市街化区域内の敷地や規模の大きい敷地は活用の可能性が見込めます。

これまでも、第二保育所や清掃工場の敷地は貸付を行っています。特に清掃工場については、有償での貸付けを行うことを予定しています。